

「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」 (感染症予防計画) の改定について

1 計画の位置づけ

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」とする。）第10条に基づく法定計画
- 成田国際空港や千葉港を抱える本県において、事前対応型行政の視点に立った感染症対策のための予防、体制整備の方針等を総合的に規定

2 計画期間

令和6年4月1日から6年間

3 改定の経緯

- ◆ 令和元年度に発生した新型コロナへの対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症法が一部改正され、感染症法の改正により、国の感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下、「基本指針」とする。）の記載事項の充実が図られた。
- ◆ 併せて、同法の改正により、**都道府県は平時に定める予防計画の記載内容を充実させるとともに、保健所設置市は都道府県の計画を踏まえ新たに平時に予防計画を策定することとされた。**
- ◆ 感染症法において、基本指針に即した計画の策定が求められており、県では、感染症対策連携協議会及びその下部組織として予防計画策定部会を設置し、感染症対応に必要な体制を検討し、千葉県感染症予防計画の改定を行うこととした。

4 改定のポイント

新興感染症（感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症を基本とする。）の対応に係る体制の充実を図る。

- ・ 医療提供体制、検査体制及び宿泊療養体制等に係る数値目標の設定
- ・ 上記数値目標を担保するための、医療機関等との協定締結
- ・ 都道府県連携協議会の設置（予防計画の協議、予防計画に基づく取組状況の進捗確認等）

5 感染症法の主な改正点等

（1）協定の締結

今後感染症の発生・まん延等の事態が生じた場合に、より迅速な対応を行う観点から、各種協定の締結による感染症発生・まん延時に備えた体制整備を行うことが規定された。

【医療措置協定】

- ・ 病院・診療所
（病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、医療人材派遣）
- ・ 薬局・訪問看護事業所
（自宅療養者等への医療の提供）

【検査措置協定】

- ・ 病原体等の検査を行う機関

【宿泊施設確保措置協定】

- ・ 民間宿泊施設

(2) 予防計画の記載事項の充実

感染症対策の一層の充実を図るため、予防計画の保健・医療体制に関する記載事項を下記の通り充実させるとともに、病床・外来・医療人材・後方支援・検査能力等の確保について数値目標を定める。

現行の県予防計画の記載事項	改正後の県予防計画の記載事項	設置市の策定要否
第1章 感染症の発生の予防・まん延の防止のための施策に関する事項	第1 感染症の予防の推進の基本的な方向に関する事項(新規)	任意
	第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	必須
	第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	
第2章 感染症に係わる医療を提供する体制の確保に関する事項	第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	任意
	第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項(新規)	必須
第3章 感染症に関する研究の推進、検査能力の向上、人材の養成及び知識の普及に関する事項	第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項(新規)	任意
	第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項(新規)	必須
	第11 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項(新規)	必須
	第13 感染症に関する啓発、知識の普及と患者等の人権の尊重に関する事項	任意
第4章 緊急時における対応	第14 緊急時における対応 ※ 緊急時における検査の実施のための施策を追加	必須
第5章 その他感染症の予防のための施策に関する重要事項	第15 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	任意
新規	第8 宿泊施設の確保に関する事項(新規)	任意
	第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項(新規)	必須
	第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整及び指示の方針に関する事項(新規)	任意
	第12 保健所体制の強化に関する事項(新規)	必須

6 予防計画策定部会の開催報告

- 第1回協議会において、現場で感じている問題点など感染症発生時の体制のあり方について幅広・集中的に討議いただき、その結果を連携協議会に提供してもらうことを目的に、予防計画策定部会の設置を決定。
- 患者の療養場所で下記3部会に分けて議論を行った。

	部 会	部 会 長
A	入院体制	国際医療福祉大学成田病院 吉野 一郎 委員
B	自宅・宿泊療養の体制	(公社)千葉県医師会 入江 康文 委員
C	高齢者施設等の感染症対策体制	(一社)千葉県高齢者福祉施設協会 田邊 信行 委員

A 入院体制

- 【開催日時】 令和5年11月6日(月) 午後6時から午後7時40分まで
- 【開催場所】 千葉県庁中庁舎3階第2会議室及びZOOM
- 【委員等】 別添名簿の通り(出席委員13名、オブザーバー1名)
- 【開催目的】 感染症予防計画の素案等のうち、主に入院体制について議論する
- 【議 題】
- 1 感染症予防計画の改定の概要について
 - 2 感染症予防計画の素案について(入院体制)
 - 3 感染症予防計画の数値目標(案)について
 - 4 感染症に係る「流行初期医療確保措置」について

B 自宅・宿泊療養体制

- 【開催日時】 令和5年11月7日（火） 午後6時から午後7時10分まで
- 【開催場所】 千葉県庁本庁舎5階大会議室及びZOOM
- 【委員等】 別添名簿の通り（出席委員14名、オブザーバー1名）
- 【開催目的】 感染症予防計画の素案等のうち、主に自宅・宿泊療養体制について議論する
- 【議題】
- 1 感染症予防計画の改定の概要について
 - 2 感染症予防計画の素案について（自宅・宿泊療養体制）
 - 3 感染症予防計画の数値目標（案）について
 - 4 感染症に係る「流行初期医療確保措置」について

C 高齢者施設等の感染症対策体制

- 【開催日時】 令和5年11月8日（水） 午後5時から午後6時10分まで
- 【開催場所】 千葉県庁本庁舎1階多目的ホール及びZOOM
- 【委員等】 別添名簿の通り（出席委員13名）
- 【開催目的】 感染症予防計画の素案等のうち、主に高齢者施設等の感染症対策体制について議論する
- 【議題】
- 1 感染症予防計画の改定の概要について
 - 2 感染症予防計画の素案について（高齢者施設等の感染症対策体制）
 - 3 感染症予防計画の数値目標（案）について
 - 4 その他（感染症に係る「流行初期医療確保措置」について）